

## 議案第 1 1 2 号

清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

清水町職員の再任用に関する条例（平成 14 年清水町条例第 43 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。